

エコ移動の推進に向けたシェアサイクル導入実証事業に係る協働事業者募集に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	質問	回答
1	募集要領	1	シェアサイクル事業において設置するモビリティーに規定はありますか。	市街地での移動における自動車から自転車への転換を促すことを基本的な目的としているが、合理的な理由があれば他のモビリティの導入提案を妨げるものではない。
2	募集要領	1	「ポートを設置する場合にその設置について協力を行う」とあるが、具体的にはどのような協力をしていただけるのでしょうか。	ポートを本市の市有地に設置する場合、当該地の利用に係る手続き等に協力することを想定している。ただし、市有地以外へのポート設置においては、原則、その全てを提案者が担うものとする。
3	募集要領	1	ポート設備に関しての規定はありますか。	<p>事業者からの提案内容に基づくが、ポートの設置場所が本市の市有地である場合は、次のことを想定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区画線を引く等、他の区画と明確に区分するなど、使用を許可した区域以外に影響が及ばない様な対策を講じること。</li> <li>・構造物等の設置においては、強風、大雨等で構造物自体が破損又はこのことより周囲や利用者に影響が及ばないよう、安全性に配慮すること。</li> <li>・実験期間中、利用者が常に安全に利用できるよう施設を保つとともに、ポート設置場所及びその周辺を常に清潔に保てるようにすること。</li> <li>・構造物等を設置する場合、地域の施設の景観との調和を著しく阻害しないものとする。</li> <li>・名称、利用方法、連絡先等を表示した案内板を設置するなど、利用者から施設管理者等に直接問い合わせが入ることのないよう工夫すること。</li> <li>・他の自転車の駐輪がされないよう対策し、駐輪された場合に、早期に適切な対応を行うこと。</li> <li>・市有地のポートについては、実証事業終了後、シェアサイクル事業のために設置したポート、車両その他の設備を撤去し、原状回復を行うこと。</li> </ul>

No.	資料名	頁	質問	回答
4	募集要領	1	「事業者の負担と責任」とあるが、本事業における収益（支出＜収入）が出た場合、貴市への納入は必要でしょうか。	不要である。
5	募集要領	1	契約締結日及び事業開始日において想定されているスケジュールがあればお示しください。	4月19日（金）予定の審査結果通知後、事業実施に向けた詳しい協議が整った場合、協定書を締結する予定である。市と事業者の間での協定書の締結を経て、事業を開始いただくこととなる。
6	募集要領	3	「イ」の企画提案書について「副本については会社名を記載しないこと」とあるが、表紙だけでなく提案書内に記載がある会社名はすべて記載しない認識でよろしいか。また、サービス名が会社名を類推できるような場合は「弊社サービス」などのような表記に変える必要があるのでしょうか。	お見込みの通り。
7	募集要領	3	「オ」の公的書類について3か月以内の発行日であれば問題ないでしょうか。	規定の内容が証明されているものであれば差し支えない。
8	募集要領	4	情報公開時における各事業者の配点开示請求は可能でしょうか。	大津市情報公開条例の定めに基づき、公開請求に応じる。
9	その他	-	現状の実証実験におけるサイクルポートの土地（場所）について明示いただけないでしょうか。また、公有地への設置可否及び貴市にて指定する候補予定地があればご教示ください。	現在本市ではシェアサイクルに係る実証実験は行っていない。また、サイクルポートの設置にあたっての指定候補予定地はない。